

する地域の属する都道府県の都道府県緑化推進委員会の意見を聽かなければならない。
(寄附金の用途)
第十八条 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、緑の募金による寄附金の一部を国土緑化推進機構に交付するものとする。

2 都道府県緑化推進委員会は、前項に定めるところによるほか、緑の募金による寄附金を、第六条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の用途に用いてはならない。ただし、当該都道府県の区域外における森林整備等の推進のために農林水産省令で定める用途に用いる場合は、この限りでない。

3 國土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金及び第一項の規定により交付された寄附金を、第四条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の用途に用いてはならない。
(計画の公告及び届出)

第十九条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金を行つときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴いて、当該緑の募金の目標額及び当該緑の募金による寄附金の用途についての計画を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。
(交付金の交付等の決定)

第二十条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付先及び交付する額並びに同条各号（同条第二号を除く。）に掲げる業務ごとのその業務の実施に要する経費に充てる当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てる当該寄附金の額を決定しようとするときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴かなければならぬ。
(結果の公告及び届出)

第二十一条 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度に行つた緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付を受けた者の氏名又は名称及び交付した額並びに同条各号（同条第二号を除く。）に掲げる業務ごとのその業務の実施に要する経費に充てた当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てた当該寄附金の額を公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(準用)
第二十二条 前三条の規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第十九条中「第七条第一項」とあるのは、「第十五条において準用する第七条第一項」と、「都道府県知事」とあるのは、「農林水産大臣」と、第二十条中「緑の募金による寄附金に係る第六条第二号」とあるのは、「緑の募金による寄附金又は第十八条第一項の規定により交付された寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てる当該寄附金の額」とあるのは、「これらの寄附金の額」と、「第七条第一項」とあるのは、「第十五条において準用する第七条第一項」と、「第十一一条中「緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号」とあるのは、「緑の募金による寄附金及び第十八条第一条の規定により交付された寄附金のそれぞれの総額、これらの寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てた当該寄附金の額」とあるのは、「これらの寄附金の額」と、「都道府県知事」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。
(情報の提供)

第二十三条 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金についての国民の理解を深めるため、緑の募金による寄附金を用いて行われた森林整備等の成果に関する情報が提供されるよう努めなければならない。

第五章 雜則

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は都道府県緑化推進委員会に対して、これらの団体の業務の適正な運営構に対し、これら団体の業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、その業務に關し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

(都道府県緑化推進委員会の委任)
第二十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(罰則)
第二十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第十九条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告又は届出をしなかつた者
二 第二十二条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告若しくは届出をせしめ、又は虚偽の公告若しくは届出をした者
三 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
四 都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構に対して同項の刑を科する。

2 この法律は、平成七年六月一日から施行する。
附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄
附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄
四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。
附 則（平成二二三年六月二四日法律第七四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十二日を経過した日から施行する。